

## ふるさと納税で京丹後へGo!!「京丹後お食事クーポン」取扱開始

京丹後市観光公社(齊藤修司理事長)では、ふるさと納税制度を活用し、京丹後市への寄附の促進を目指すとともに、「旬でもてなす食のまち」として、京丹後市の食の魅力を十分に活用し、食事を目的とした来訪による京丹後市観光公社会員施設への送客並びに地域経済の活性化を図るため、本市へ寄附された方へのお礼品としてお食事クーポン(以下、「クーポン」という。)を発行します。

- 1 事業主体 京丹後市観光公社
- 2 実施期間 令和4年7月1日(金)～
- 3 実施内容

### 京丹後お食事クーポン(見本)



- (1) 京丹後市へのふるさと納税の返礼品として、飲食に利用できるクーポンを発行します。
  - (2) 1口あたり20,000円の寄附に対し、6,000円分(1,000円券×6枚)のクーポンを発行します。
  - (3) 利用者向けアンケートを実施します。
- 4 クーポンの詳細

- (1) 券面額 1,000円 ※6枚(6,000円分)を1組とします。
- (2) 掲載サイト 「京丹後市ふるさと納税特設サイト」「ふるさとチョイス」「ANAのふるさと納税」「楽天ふるさと納税」「さとふる」「ふるさとプレミアム」「ふるなび」の7サイトに掲載。
- (3) 利用施設 本事業に参加登録を行った京丹後市観光公社の会員施設  
<7/1現在 33施設 ※随時追加>  
※クーポンが使える施設一覧は、こちら⇒  
<https://www.kyotango.gr.jp/eat-coupon-list/>
- (4) 有効期間 発行日から2年間。有効期間外のクーポンは無効です。
- (5) 利用条件

- ① 有効期間は発行日から2年間です。有効期間が過ぎたものはご利用いただけません。
- ② 事前予約をされる場合、予約の方法は問いませんが現地での精算の場合のみご利用いただけます。
- ③ 1回の精算にご利用いただける枚数や人数に制限はありません。
- ④ 各種キャンペーン等の割引後の支払いにご利用いただけます。ただし、併用先のキャンペーン等が併用不可の場合は、この限りではありません。
- ⑤ 利用施設での支払額がお食事クーポンの金額を下回る場合は、差額返金はできません。
- ⑥ 宿泊施設での飲食の場合、宿泊を伴う飲食は対象になりません(日帰りの飲食のみ対象)。
- ⑦ 予約キャンセル料の支払いにはご利用いただけません。
- ⑧ 払い戻し、換金、交換、転売はできません。
- ⑨ 盗難、紛失、滅失等があっても再発行はできません。



### 本件に関するお問い合わせ



海の京都

一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社(海の京都DMO)  
京丹後地域本部(通称:京丹後市観光公社) 事務局(担当:田中)  
電話 0772-72-6070 / FAX 0772-72-0822  
URL <https://www.kyotango.gr.jp/> E-mail [info@kyotango.gr.jp](mailto:info@kyotango.gr.jp)

